

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の職務に専念する義務の免除及び兼業許可等に関する事務取扱規則

(平成29年4月1日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）の職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第22条第1項第7号ただし書の規定に基づき、事業団の職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱い及び営利企業等に従事する場合の許可等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける職員は、非常勤職員、嘱託職員及び臨時職員を除く常勤の職員（短時間再雇用職員を含む。以下「職員」という。）とする。

(専念義務免除を承認する場合の適用基準等)

第3条 常務理事は、別表の適用基準により、事業団の職員の職務に専念する義務の免除（以下「専念義務免除」という。）の承認をするものとする。

(専念義務免除の申請)

第4条 専念義務免除の承認を受けようとする者は、別記様式第1号による職務専念義務免除申請書をあらかじめ常務理事に提出し、承認を受けなければならない。

(兼業の定義)

第5条 この規則において「兼業」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
- (2) 自ら営利を目的とする私企業を営むこと
- (3) 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

(兼業の許可等)

第6条 職員は、前条に掲げる兼業を行おうとするときは、あらかじめ別記様式第2により申請し、理事長の許可を受けなければならない。

2 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、兼業を許可するときは、別記様式第3により当該職員にその旨を通知するものとする。

3 理事長は、前条第1項の規定による申請に係る職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を許可しないものとし、その旨を通知するものとする。

- (1) 兼業のため時間を割くことによって、職務の執行に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
- (3) 兼業をしようとする団体等との間に、免許、認可、許可、検査、補助金の交付、工事等の請負、物品の購入等について関係があると認められるとき。
- (4) 兼業をしようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、事業団の職員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の全体の不名誉となると認められるとき。

(許可の取り消し)

第7条 理事長は、職員が前条第2項の規定により兼業の許可を受けたのち、同条第3項各号の規定に該当することとなったと認めるときは、当該許可を取り消すものとし、その旨を当該職員に通知するものとする。

(職務専念義務免除等との関係)

第8条 職員が兼業の許可を受けた場合で、当該兼業が別表に定める職務専念義務免除の適用基準に該当するときは、職務専念義務免除をすることができる。

2 前項の規定により、職員が職務専念義務免除をされた場合の給与の減額の免除については、別に理事長が定めるところによるものとする。

(営利企業以外の団体の役職等の兼職)

第9条 第5条各号に掲げるもののほか、職員が勤務時間内に国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条令、条例、定款、寄附行為等その他の規約で定める役員等に就任する場合は、理事長が別に定めるものを除き、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

##### 職務専念義務免除の適用基準

事 由	承認を与える日又は時間
1 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合	同上
3 職員が国又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合	その都度必要と認める時間
4 職員が事業団又は事業団以外の者の主催する講演会等において、業務又は学術等に関し講演等を行う場合	同上
5 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合	同上
6 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	同上
7 その他特別の事由のある場合	理事長が承認した期間又は時間